

「知的財産推進計画2020」の策定に向けた意見

1. コンテンツの海外展開の推進について

- 放送コンテンツの海外展開については、近年、各省庁の振興予算が措置されたことにより流通量の拡大とともに様々な形での展開が可能になり、大きく前進している。放送コンテンツが海外に流通することによる効果は、海外から日本への観光客の誘引（インバウンド）や日本製品、産品の輸出（アウトバウンド）など経済面に加え、文化の発信にも寄与しており、経済・文化の両面で大きな効果を発揮している。放送コンテンツの海外への発信は、まだ道半ばであり、これを拡充していくことにより、「クールジャパン」「ビジットジャパン」といった日本の成長戦略にさらに貢献する可能性を秘めていることから、今後も国による安定的かつ継続的な財政的支援を行っていく必要がある。
- 「知的財産推進計画2019」では、コンテンツ海外展開に関する施策の方向性として、政府組織あるいは政府が主導する組織との連携を掲げているが、海外市場においては民間事業者による様々な取り組みが行われていることから、これらを後押しすべく、次期推進計画には、民間組織との連携や支援についても記載されるよう要望する。

2. 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進等について

- 民間放送事業者は、海外展開やインターネット配信など様々な二次展開に積極的に取り組んでいる。こうした取り組みを後押しする仕組みや制度などについて、関係者の意見を十分に踏まえたうえで、多様かつ柔軟なサービスが可能となるよう整備されたい。
- 権利処理の円滑化に向けては、▽コンテンツの権利情報の集約、▽著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、▽不明権利者の権利処理に関する手続きの負担軽減が必要である。政府においては、問題解決に向けて資源を集中的に投下し、拡大集中許諾制度など新たな制度や著作権等管理事業法など既存の法制の課題の検討など、時限を切った具体的な施策を策定されたい。
- 現在、官民で実証実験に取り組んでいる音楽著作物、レコード、レコード実演分野を中心としたデータベースについては、利用者のニーズを的確に把握したうえで、早期に実用化されたい。

3. 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- 放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、▽コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダを始めとするインターネット関連事業者の積極的で主体的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、海賊版対策に関する施策においては、コンテンツの提供方法の有償、無償の別で保護の要否を判断することのないよう求める。
- 特に海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で捜査機関や外交ルートとの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。併せて、コンテンツ・プラットフォーム事業者やプロバイダが積極的に捜査や情報開示への協力を行う環境作りに取り組むべきである。
- 現在、法制化の検討が進んでいるリーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応についても、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい。

4. WIPO「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- 世界知的所有権機関（WIPO）が所掌する著作権分野の条約における放送事業者の保護は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」が前提とした1950年代の水準に据え置かれ、デジタル・インターネット時代に整合していないため、WIPOが現在検討している「放送機関の保護に関する条約」は国際的な放送コンテンツの違法配信への対応に不可欠である。第59回WIPO加盟国総会（2019年9月30日～10月9日）では、重要事項に関して加盟国がコンセンサスに至ることを条件に、2020年または2021年の2年間の間に「放送機関の保護に関する条約」締結のための外交会議を開催することを目指すとされており、日本政府においては加盟国のコンセンサス形成に積極的に尽力されたい。

5. クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- 文化審議会著作権分科会では、クリエイターへ適切な対価を還元し、コンテンツの再生産につなげるための議論が長きにわたり行われてきたが、私的録音録画補償金制度の建て直しや、それに代わる新たな制度創設の見通しは立っていない。この議論の間にも権利者の不利益・経済的な損失の蓄積と拡大が進行していることは極めて遺憾である。本件議論を早期に収束させ、所期の目的を達するための制度設計を推進されたい。

6. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入について

- 利用許諾を受けた著作物について、ライセンサーの破産や対象著作権の譲渡などにより、利用の継続が妨げられる恐れがある。著作権の譲受人に対するライセンサーの対抗力を付与する制度について適切に法制化されることを要望する。

7. アーカイブの利活用について

- 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、引き続き放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

8. 知財マネジメント人材等の育成・確保について

- 知財マネジメント人材の育成は、特許・意匠・商標といった産業財産権分野だけでなく、著作権分野においても重要である。教育の現場において授業を担当する者と、生徒・学生の双方に対して著作権教育を強化するとともに、民間における著作権マネジメント人材の育成支援など、幅広く柔軟な方策で推進されたい。

以 上